

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

◇ 告 目 次
示 鳥取県酪農近代化計画

告 示

鳥取県告示第二十七号

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第二条の三第一項の規定に基づき、次のとおり本県における酪農の近代化を図るための計画を作成し、農林大臣の認定を受けたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県酪農近代化計画

(計画期間 昭和四十一年度から昭和四十六年度まで)

1 基本構想

県下における酪農の現況は、酪農家率8.1%、乳牛頭数11,870頭で、水田酪農が主体をなし、零細規模のものが多く、漸次多頭化が進められ、頭数も増加してきたがここ1〜2年停滞気味であり、昭和41年になって上昇の傾向を示している。

本県の昭和39年農業生産所得は26,589百万円で米が45.7%、果実10%、そさい7.3%、畜産20.9%その他となっている。このうち酪農生産所得は1,086百万円で全体の4.1%を占めている。

昭和41年に定めた鳥取県農業振興目標においては、今後米の占める割合は大きいが、全国的に需要の増大が見込まれる畜産物、果実、そさい等の生産拡大を図ることとした。このため技術水準の向上、労働生産性の向上等に努め、各地域の特性に応じた作目の集団産地化を進めて生産をあげ、昭和45年における県下の農業粗生産額の目標を27,352百万円と見込み、このうち畜産部門の生産額を8,167百万円とした。

同目標における農業粗生産額の見とおしのうち畜産部門の伸長率は45年/39年で140.5%を見込み、酪農部門の占める割合は総生産額に對して6.7%、畜産部門の中では22.5%を占めており、生乳生産の伸長率は昭和40年の186.1%、乳牛頭数は156.7%の伸長率とした。

本県における酪農の近代化を進める方向としては、酪農近代化基本方針を基調として近代的な酪農経営方式の指標にそって、酪農経営の合理化を図ることとし経営規模拡大にともなう多頭化飼育を進め機械の導入、生産条件に応じた技術水準の向上に努め、土地生産性及び労働生産性の向上を図るとともに、集送乳および乳業の合理化等流通機構の近代化に努めることとする。県酪農近代化計画の作成にあたって配慮した事項は次のとおりである。

- (1) 酪農近代化基本方針、乳牛飼養農家意向調査、関連諸計画を尊重する。
- (2) 生乳の生産数量の目標については、酪農経営の合理化を強力に推進し、乳牛頭数は(1)および過去5か年間の伸長率、市町村農業振興目標等を考慮することとする。
- (3) 近代的な酪農経営方式の指標については、経営規模拡大乳牛能力の向上、技術水準の上昇に努め酪農による所得の増大を図ることとする。
- (4) 草地改良については県農林水産業基盤整備事業(草地造成長期計画)を尊重する。
- (5) 集乳および乳業の合理化については指定生乳生産者団体による一元集荷を促進し、乳業の合理化は県内飲用消費に對する処理施設の整備に重点をおくこととする。

II 生乳の生産数量の目標

区域名	区域の範囲	現 在 (昭和40年)				目 標				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当り年間産乳量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当り年間産乳量	生乳生産量
東 部	鳥取市、岩美郡、八頭郡	2,075 頭	1,367 頭	1,294 頭	3,688 Kg	2,380 頭	1,740 頭	1,540 頭	4,720 Kg	7,270 t
中 部	倉吉市、東伯郡	5,332	3,852	3,255	3,895	9,030	6,590	5,860	4,720	27,670
西 部	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	4,995	3,561	2,933	3,876	7,190	5,250	4,660	4,720	22,000
計		12,400	8,780	7,480	3,857	18,600	13,580	12,060	4,720	56,940

III 近代的な酪農経営方式の指標

区 域 名	方 式 名	1. 飼 育 頭 数 換 算 (経産牛頭数)		2. 酪農部門投下 (経産1時間当り生乳生産量)		3. 経産牛1頭当り飼養管理労働時間		4. 飼料作10タール当り労働時間		5. 飼料作10タール当り養分生産量 (T・D・N換算)		6. 飼料自給率 (T・D・N換算)	
		頭	頭	Kg	Kg	時間	時間	時間	時間	Kg	Kg	%	%
東 部	複合水田酪農経営	5	5	10.9	299	66	1,277	70	70				
	” 水田畑地 ”	5	5	10.3	299	61	996	70	70				
	複合水田酪農経営	5	5	10.9	299	66	1,277	70	70				
	” 水田畑地 ”	5	5	10.3	299	61	996	70	70				
	” 畑地水田 ”	7	7	10.1	286	61	882	70	70				
中 部	” 畑地水田 ”	10	10	11.5	234	40	656	75	75				
	専門畑地	5	5	10.9	299	66	1,277	70	70				
	複合水田酪農経営	5	5	10.3	299	61	996	70	70				
	” 水田畑地 ”	5	5	10.3	299	61	996	70	70				
西 部	” 畑地水田 ”	7	7	10.1	286	61	882	70	70				
	” ”	10	10	11.5	234	40	656	75	75				
	専門畑地	10	10	11.5	234	40	656	75	75				

IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項
1 区域別乳牛飼養構造

区域名	現 在 (昭和40年2月)				目 標							
	総農家数(A)	飼養農家戸数(B)	乳牛頭数(経産牛(C)/未経産牛(D))	普及率(B/A)	経産牛率(C/D)	1戸当たり飼養頭数(D/B)	飼養農家戸数(B)	乳牛頭数(経産牛(C)/未経産牛(D))	経産牛率(C/D)	1戸当たり飼養頭数(D/B)		
東部	22,314戸	856戸	1,294頭	3.8%	62.4%	2.4頭	620頭	1,540頭	840頭	2,380頭	64.8%	3.8頭
中部	15,337	2,058	3,253	13.4	61.0	2.6	2,100	5,860	3,170	9,030	64.8	4.3
西部	20,979	2,026	2,933	9.7	58.7	2.5	1,830	4,660	2,530	7,190	64.8	3.9
計	58,630	4,940	7,480	8.4	60.3	2.5	4,550	12,060	6,540	18,600	64.8	4.1

2 経営規模別乳牛飼養構造

現在 (昭和40年2月)	総飼養農家戸数(A)	子畜のみ飼養戸数	成 牛 飼 養 規 模 別 戸 数						計	飼養頭数(B)	1戸当たり飼養頭数(B/A)
			1~4頭	5~9	10~14	15~19	20~29	30~			
~0.5ha	170戸	103戸	67戸	戸	戸	戸	戸	戸	67戸	289頭	1.7頭
0.5~1.0	1,360	79	1,255	26	戸	戸	戸	戸	1,281	2,771	2.0
1.0~1.5	1,920	210	1,657	53	戸	戸	戸	戸	1,740	4,327	2.5
1.5~2.0	820	50	693	77	戸	戸	戸	戸	770	2,618	3.2
2.0~	670	48	517	104	1	戸	戸	戸	622	2,395	3.5
計	4,940	490	4,189	260	1	0	0	0	4,450	12,400	2.5
~0.5	35	4	31	60	戸	戸	戸	戸	31	70	1.7
0.5~1.0	590	45	485	60	9	戸	戸	戸	545	1,640	2.8
1.0~1.5	1,690	64	1,375	242	23	戸	戸	戸	1,626	6,040	3.6
1.5~2.0	1,320	37	919	341	95	15	9	0	1,283	5,120	3.9
2.0~	915	150	496	300	127	15	9	0	915	5,740	6.3
計	4,550	150	3,306	943	127	15	9	0	4,400	18,600	4.1

3 乳牛導入計画

区	分		計	画	期	間	中	に	導	入	す	る	頭	数
	県	市町村												
貸付制度によるもの	計													
	公庫	資金	2,200											
	系	統	4,600											
制度金融によるもの	そ	の												
	そ	他												
	計		5,200											
自	力	導	1,200											
計		入	8,600											

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料生産計画

区域名	現 在 (昭和40年)						目 標							
	区	分	畑	水田裏作	牧草地	野草地	計	区	分	畑	水田裏作	牧草地	野草地	計
東 部	面積 ha	298	1,644	181.9	3,112.5	5,236.4		面積 ha	387	2,137	237.9	3,056.5	5,818.4	
	生産量 (T,D,N) kg	834,400	5,065,520	454,750	2,320,000	8,672,670	1,800	生産量 (T,D,N) kg	1,548,000	9,402,800	1,189,500	2,277,092	14,417,392	2,300
中 部	面積 ha	1,343	3,541	202.1	2,555.9	7,640	2,000	面積 ha	1,746	4,603	485.1	2,270.9	9,105	
	生産量 (T,D,N) kg	3,760,400	10,906,280	505,250	1,902,655	17,074,585		生産量 (T,D,N) kg	6,984,000	20,253,200	2,425,500	1,691,821	31,354,521	2,300
西 部	面積 ha	1,422	1,806	608.3	7,619.1	11,455.4	1,900	面積 ha	1,849	2,348	885.3	7,342.1	12,424.4	
	生産量 (T,D,N) kg	3,981,600	5,562,480	1,520,750	5,674,345	16,739,175		生産量 (T,D,N) kg	7,396,000	10,331,200	4,426,500	5,469,865	27,623,565	2,300
計	面積 ha	3,063	6,991	992.3	13,285.5	24,331.8	1,900	面積 ha	5,982	9,088	1,608.3	12,669.5	27,347.8	
	生産量 (T,D,N) kg	8,576,400	21,552,280	2,480,750	9,897,000	42,486,430	1,900	生産量 (T,D,N) kg	15,928,000	39,987,200	8,041,500	9,438,778	73,595,478	2,300

2 草地改良計画

区域名	区域内草地改良対象面積(A) ha	事業区分	改 良 面 積		合計	総生産 牧草量	年 度 別 改 良 計 画					産改良対象 面積(A-B) ha	
			改良済面積	改良計画(B)			41	42	43	44	45		46
東 部	1,219	補助事業	181.9	56	237.9	(4,000kg)	41						
		その他											
		計	181.9	56	237.9	9,516t							56
中 部	1,047	補助事業	202.1	283	485.1	(4,000kg)	12	7	20	80	104	60	
		その他											
		計	202.1	283	485.1	19,404t	12	7	20	80	104	60	764
西、部	1,120	補助事業	608.3	277	885.3	(4,000kg)	70	32	31	55	45	44	
		その他											
		計	608.3	277	885.3	35,412t	70	32	31	55	45	44	845
計	3,386	補助事業	992.3	616	1,608.3	(4,000kg)	82	39	51	135	149	160	
		その他											
		計	992.3	616	1,608.3	64,332t	82	39	51	135	149	160	2,770

VI 集乳および乳業の合理化

1 集乳の合理化

昭和40年における集乳の状況は、集乳路線73路線2,651kmで、集乳所は15カ所、クーラーシステムは6カ所となっており、酪農団体は連合会1、専門農協3、総合農協1、任意組合の5の10組合となっていた。

(1) 集送乳機構の整備

県下全出荷乳量を指定生産者団体が取り扱うようにすることを目的として、集送乳機構の整備を図り、集送乳事業を一元化しよう努める。これにより集送乳経費も全県においてプールの乳価も県下同一価格とするように努める。

(2) 集送乳事業の合理化

クーラーシステムは6カ所であるが、集送乳事業の合理化の進歩にともなって、4カ所に統合することに努める。

集乳所を特に新設する必要はなく、酪農家に小型クーラーを導入することにより生乳の品質保持に努める。
集送乳路線の整備については、21路線954kmが重複しているので関係者間の調整を図りつつ整備に努める。

標

地域名	現 在 (昭和40年)		集 乳 所					ク ー ラ ー ス テ ー シ ョ ン								
	集 乳 所 数	1集乳所当乳量	ク ー ラ ー ス テ ー シ ョ ン 数	1ク ー ラ ー ス テ ー シ ョ ン 当 乳 量	新設数	拡張数	現況のまま	廃止数	総 数	1集乳所当乳量	新設数	拡張数	現況のまま	廃止数	総 数	1ク ー ラ ー ス テ ー シ ョ ン 当 乳 量
東 部	2	400kg/日	2	1,400kg/日			2		2	600kg/日			1	1	1	4,500kg/日
中 部			2	1,950								1		1	1	7,000
西 部	13	1,000	2	1,550			13		13	2,000	1		1	1	2	14,000
計	13	925	6	1,700			15		15	1,800	1	1	2	3	4	9,800

2 乳業の合理化

昭和40年における乳業者数は25業者あり、このうち1,800ℓ/日以上処理をしている業者は、6業者で他の19業者はこれ以下である。
処理施設について業者を区分すると、自動瓶詰機を有している業者は10業者で他の15業者は手動式の瓶詰機を使用している。また製造品目別には
飲用牛乳のみを製造している業者は22業者であった。

(1) 乳業施設の整備

県内における飲用牛乳の消費拡大と京阪神地区の飲用牛乳の出荷並びに余乳の処理に対処するための施設を整備する必要がある。
整備の方向としては乳業施設の近代化並びに効率的な乳製品の生産計画を重点として整備充実に努める。

(2) 乳業経営の合理化

指定生乳生産者団体の資本の強化並びに施設の整備を図るとともに県内市乳処理業者については零細なもの統合を促進することに努める。

地域名	工場名	現在(昭和40年)		主要機械設備の名称および能力別台数	目標		合理化事項
		生乳処理量	製造品目別生産量		生乳処理量	製造品目別生産量	
東 部 地 区	美保酪農農業協同組合	(Kg/日) 3,988	飲用牛乳 Kg/日 3,168				
	鳥取乳業株式会社	2,710	飲用牛乳 Kg/日 2,274				
	岡崎りつ	161	飲用牛乳 161Kg/日				
	福良牛乳	32	" 32Kg/日				
	福良農園	97	" 97Kg/日				
	岩美牛乳	161	" 161Kg/日				
	小谷チカ	40	" 40Kg/日				
	横山牧場	97	" 97Kg/日				
	福長牧場	97	" 97Kg/日				
	大山牧場	65	" 65Kg/日				
	八田牧場	129	" 129Kg/日				
	小計	7,557	飲用牛乳 Kg/日 6,921				
	中 部 地 区	伯耆酪農農業協同組合	24,548	飲用牛乳 Kg/日 12,359			
			れん乳 Kg/日 3,613				
			粉乳 Kg/日 645				
鳴川酪農有限公司		871	飲用牛乳 Kg/日 1,034				
日進乳業株式会社		419	" Kg/日 502				
			飲用牛乳 Kg/日 13,905				
			粉乳 Kg/日 3,613				
小計		25,838	飲用牛乳 Kg/日 645				

地域名	工場名	生乳処理量	製造品目別生産量	主要機械設備の名称および能力別台数	生乳処理量	製造品目別生産量	合理化事項
西 部 地 区	明治乳業株式会社 鳥取工場	24,774 Kg	飲用牛乳 2,637Kg/日 れん乳 3,355Kg/日 アイスクリーム 1,065ℓ/日				
	熊野屋牛乳処理場	1,871	飲用牛乳 1,929Kg/日				
	米子乳業有限公司	1,774	" 1,754Kg/日				
	村上食品有限公司	194	" 194Kg/日				
	三由乳業 "	419	" 419Kg/日				
	船越武雄	32	" 32Kg/日				
	山下操	65	" 65Kg/日				
	山本俊気	65	" 65Kg/日				
	板谷幸武	32	" 32Kg/日				
	南部牛乳	194	" 194Kg/日				
	福田岩雄	65	" 65Kg/日				
	小計	29,485	飲用牛乳 7,385Kg/日 れん乳 3,355Kg/日 アイスクリーム 1,065ℓ/日				
	合計	62,880	飲用牛乳 28,212Kg/日 粉乳 645Kg/日 れん乳 6,968Kg/日 アイスクリーム 1,130Kg/日	瓶詰機 1,500本/時 1台 2,500本/時 2台 3,000本/時 1台 3,600本/時 1台 4,000本/時 1台 6,000本/時 1台 7,000本/時 2台 12,000本/時 1台	95 t	飲用牛乳 58,163Kg/日 脱脂粉乳 2,872Kg/日 生クリーム 2,812Kg/日	現在の乳業施設の大半は各施設の能力がアンバランスとなつていて、合理化をはかるため、関連作業を連続的に行なうオートメーションシステムに整備するよう努める。 瓶詰機 4,000本/時 2台 " 12,000本/時 5台 乾燥機 生乳 12 t/時 1台

Ⅶ その他酪農の近代化を図るために必要な事項

1 指導組織の整備

- (1) 指定生乳生産者団体の指導部門の強化を重点に、酪農団体の指導体制を強化する。
- (2) 技術の受入態勢については各部落単位の組織化を図る。

2 乳牛能力の向上

優良種雌牛の繁殖、繁殖成績の向上、優良雌牛の保留等に努め、能力の向上を図る。

3 家畜保健衛生施設の整備

- (1) 家畜保健衛生所整備計画により、昭和44年度を目標として3カ所に総合し、省令で定められた設置基準により整備する。
- (2) 家畜病性鑑定施設を整備する。

4 道路の整備

- (1) 集送乳路線に関係する道路の補修整備が促進されるよう努める。
- (2) 農道の整備に努める。

5 その他必要な事項

- (1) 農業構造改善事業、その他基盤整備事業の円滑な実施を図る。
- (2) 飼料栽培技術、飼養管理技術等技術の向上を図るため、試験研究の充実と普及の徹底に努める。
- (3) 共同育成牧場の設置に努める。